



## 兵庫県ツキノワグマ出没対応基準

兵庫県では「ツキノワグマ保護管理計画」に基づき、出没状況にあわせて4区分に分けて対応します。

### 第1区分

山中での目撃、  
一時的に人里へ出没した場合



情報の収集に努め、  
住民などに注意喚起  
を行う。

### 第2区分

出没し、被害を発生させた場合



誘引物の除去、侵入の  
防御、追い払いを実施  
する。

### 第3区分

繰り返し出没し、  
被害を発生させた場合



学習放獣を前提とした  
捕獲を行う。

### 第4区分

学習効果が認められない場合  
人身被害の危険性が高い場合



人と共存できない個体  
であると考え処分する。  
(安楽死)

※被害とは農林業被害だけでなく精神被害も含まれます。

### 追い払い

花火、爆竹などで行います。クマの追い払いは危険が伴います。市役所や町役場と相談の上、万全の安全を確保して行ってください。状況により森林動物研究センターが追い払いを実施します。



動物駆逐用煙火（轟音玉）を投げる

### 捕獲

できるかぎりの防除や追い払いをしても、効果がない場合は、ドラム缶オリで捕獲します。有害捕獲の実施は市や町が申請しますので、相談してください。



ドラム缶オリの設置



捕獲作業

### 学習放獣

初めて被害を発生させたクマについては、人里はこわいと教え込むために、トウガラシスプレーなどで、お仕置きをして山に返します。必要に応じて発信機を装着し、放獣後の行動を監視します。



放獣されるクマ

### 処分

学習放獣しても効果がない場合や、民家への侵入など人身事故が発生する危険が高い場合、あるいは人身事故を起こした個体は、安楽死処分します。処分後は、研究試料として活用します。



## クマを目撃したら

クマを目撃した場合は、最寄りの市役所、町役場に報告をお願いします。生息状況を知る貴重なデータとなります。



## ツキノワグマの被害防止

棲み分けによる共存をめざして



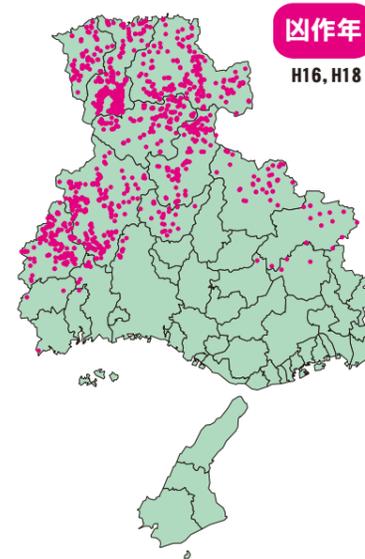
ツキノワグマが集落周辺へ出没し、人身被害や農作物被害などが問題となっています。その一方生息地の減少などによる、絶滅も危惧されています。兵庫県では人とツキノワグマとの棲み分けによる、共存をめざしています。



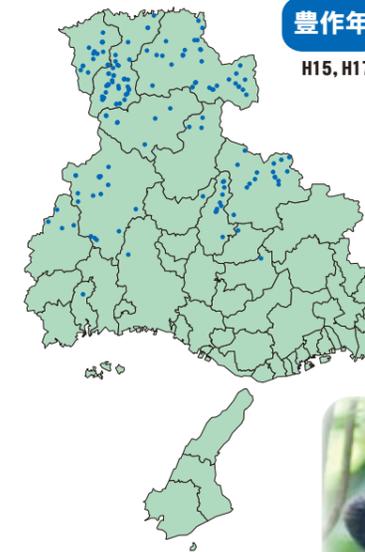
## 出没状況 人とクマの遭遇

### ツキノワグマの出没状況

ドングリやブナなどの山の実りが凶作の年は人里への出没が増えます。



凶作年  
H16, H18



豊作年  
H15, H17

但馬地域と西播地域の山間部が分布の中心です。丹波地域や北播地域、まれに阪神方面にも出没します。

冬眠前の秋に里へたくさん出てくる場合があります。交尾期の初夏にも行動範囲が広がります。



撮影：高橋 信氏

### こんなときに人身事故が起きます。

(兵庫県では過去10年間に7回の人身事故が発生しています。)

クマは、通常人を避けて生活する動物ですが、急に会おうと相手に一撃を加え、逃げるという習性があります。大きな爪と牙を持っており、一撃により人が死亡するケースもあります。

#### ① 夕刻から早朝の時間帯

クマは日の出、日の入りの時間帯に採食行動が活発になります。夜間は行動が大胆になります。

#### ② 食べ物に執着しているとき

クマはたくさんの食べ物を見つけるとその場所に執着し、近づくものに対して威嚇や攻撃することがあります。

#### ③ 人とクマとがはちあわせしたとき

クマは音や臭いによって、人の接近に気づき逃げます。雨の日や川沿いなど、音や臭いの消される状態で、人が急に近づくと、驚いて攻撃することがあります。